

役員等の報酬及び費用弁償規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人札幌会（以下「法人」という。）の役員および評議員（以下「役員等」という。）に対して支給する報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法について、必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 役員及び評議員には、その地位のみに基づいては報酬を支給しない。

2 常勤役員に対する報酬は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

(業務の種類)

第3条 費用弁償を支給する業務は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 理事会・評議員会への出席
- (2) 監事による定期又は臨時監査
- (3) 行政機関による監査の立会
- (4) その他理事長が必要と認めた業務

(費用弁償)

第4条 前条の業務の場合は、費用弁償として1,000円を支給できるものとする。

(適用除外)

第5条 施設職員であって法人役員を兼務する者については、この規程は適用しない。

(その他)

第6条 この規程の運用上必要な事項については、評議員会の議決を経て、理事長が別に定める。

2 この規程の改廃を必要とするときは、評議員会の議決を経てこれを行なう。

付 則

この規程は、平成17年10月12日から施行する。

この規程は、平成30年11月14日から施行する。